

千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されました。

令和5年10月1日から 時間額 **1,026円**（従来の984円から42円引上げ）

☆最低賃金の詳しい内容につきましては千葉県労働局労働基準部賃金室（☎043-221-2328）又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

千葉県労働局

検索 